

② 2期区間の道路構造について

今ある街路樹を残しても、合法的で安全な道路は造れます

右図は博報堂前の歩道の断面図で、街路樹を残した場合の構造です。

「歩行者有効幅員」→1.85m

「自転車有効幅員」→1.75m

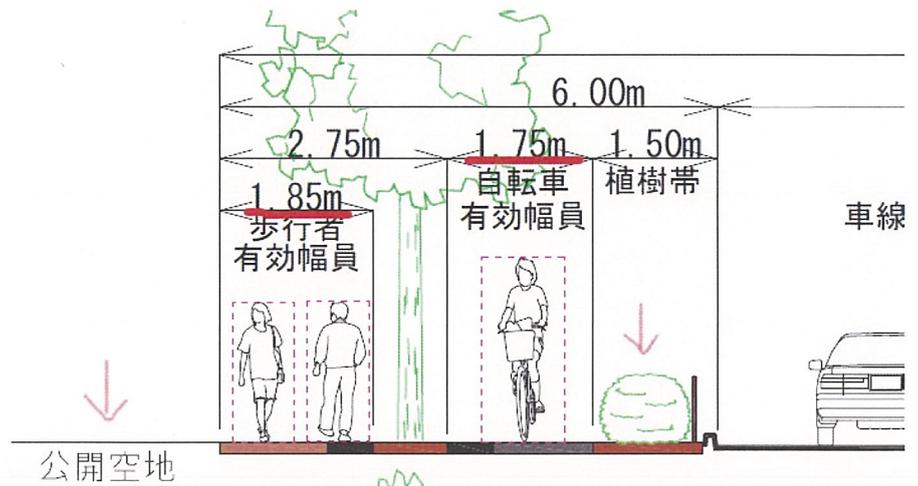
区は 2m に満たないから、

街路樹→伐採

細い木を車道寄りに植え

植樹帯→細く

歩道と自転車道→2m にと計画しています。



しかし、歩道の左側は広い公開空地ですから、15 cmの不足は問題ありません。自転車道は最低 1.5m あればよいので、このままで構わないはずですが、もし 2m 確保するなら、植樹帯を細くすればいいのです。

法的にも、例外を認めており、問題ありません。

歩道について、区が道路幅員の根拠とする『道路構造令』には、「2m 以上の歩道を設けるものとするが、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。」(第 11 条)とあります。

区の条例『千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例施行規則』にも、ほぼ同じに明記されています。

自転車道について、「道路構造令」にはこうあります。

「3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができる。4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。」(第 9 条の二)

区の条例『千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例施行規則』には、1.5m→2m、1m→1.5m となっている以外は、ほぼ同じ記述です。

街路樹は壁のようにあるわけではありません。点としてあるので、その部分だけ有効幅員が狭くなくても問題ありません。法律にも触れません。

1期区間にも 2m に満たない所がありますが、事故などはあったのでしょうか？

わずかな幅員より、既存の街路樹を大事に考えてください。